

平成 29 年横浜市長選挙及び横浜市議会議員緑区選挙区補欠選挙の
投票所における二重投票について

本日、緑区内の投票所において、すでに期日前投票済の選挙人に対し、誤って投票用紙を交付し、二重に投票をさせていただきました。

投票の公平性を損なう二重投票を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

1 経緯等

7月26日（水）

選挙人は、緑区内の臨時期日前投票所（長津田消防出張所）で、「請求書兼宣誓書」を提出し、横浜市長選挙及び横浜市議会議員補欠選挙の投票用紙の交付を受け投票しました（1回目）。

7月30日（日）午後2時40分頃

当該選挙人は、緑区の投票所（第15投票所 田奈中学校）に、「投票のご案内」を持って、再度投票に来ました。名簿照合係に従事する民間従事者（70代男性）がバーコードを読み取ったところ、全選挙の投票が行われているとのメッセージが出ましたが、それに気づきませんでした。そのため、当該選挙人は投票用紙交付係に進み、横浜市長選挙及び横浜市議会議員補欠選挙の投票用紙の交付を受け投票しました（2回目）。

その後、その民間従事者から職員に、次の方の投票のご案内が読み込めないという報告があり確認したところ、前の方が既に期日前投票をしていたことが判り、二重交付が判明しましたが、既に当該選挙人は、2選挙とも投票済みでした。

2 原因

名簿照合係に従事する民間従事者は、「投票のご案内」のバーコードを読み取り、名簿対照パソコンに「職員を呼んでください 該当の選挙人は既に全選挙の投票が行われています」などの警告メッセージが出た場合には、区役所職員である投票所従事者に声をかけて、その従事者に対応を引き継ぐことになっていましたが、徹底されていませんでした。

3 再発防止に向けた取り組み

- (1) 区内の全投票所に、電話で期日前投票済の選挙人の対応について、再度徹底を図りました。
- (2) 市選挙管理委員会を通じ、各区選管に周知しました。

4 投票の取扱

投票箱に投函済みであり、投票箱は開票まで開けることはできず、どの投票用紙が二重に投票されたものか判別できないため、有効として取り扱われることとなります。

5 緑区選挙管理委員会 林 昭宏書記長のコメント

このたびは、投票の公平性を損なう事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて従事者の指導を徹底してまいります。

お問合せ先

緑区選挙管理委員会書記次長（緑区総務課長） 室谷洋一 Tel 045-930-2204
045-930-2212